

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年12月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900077 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1900042 号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成 26 年 8 月 11 日は 4 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 8 万 8,000 円、平成 28 年 12 月 21 日は 16 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 26 年 8 月 11 日、同年 12 月 10 日及び平成 28 年 12 月 21 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 26 年 8 月 11 日、同年 12 月 10 日及び平成 28 年 12 月 21 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額を、平成 26 年 8 月 11 日は 5 万円、同年 12 月 10 日は 10 万円、平成 28 年 12 月 21 日は 20 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 26 年 8 月 11 日、同年 12 月 10 日及び平成 28 年 12 月 21 日の訂正後の標準賞与額（上記 1 の訂正後の標準賞与額（平成 26 年 8 月 11 日は 4 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 8 万 8,000 円、平成 28 年 12 月 21 日は 16 万 9,000 円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 59 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 8 月 11 日
② 平成 26 年 12 月 10 日
③ 平成 28 年 12 月 21 日

私は、請求期間①から③までにおいて、A社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された請求期間①から③までの賞与に係る明細書（写）及び預金通帳（写）により、請求者は、平成26年8月11日、同年12月10日及び平成28年12月21日において、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までの標準賞与額については、上記賞与に係る明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成26年8月11日は4万5,000円、同年12月10日は8万8,000円、平成28年12月21日は16万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から③までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 上記の賞与に係る明細書（写）及び預金通帳（写）によると、請求者は、A社から平成26年8月11日に5万円、同年12月10日に10万円、平成28年12月21日に20万円の標準賞与額に相当する賞与が支給されていたことが確認できる。このため、請求者の同社における標準賞与額を平成26年8月11日は5万円、同年12月10日は10万円、平成28年12月21日は20万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額（平成26年8月11日は4万5,000円、同年12月10日は8万8,000円、平成28年12月21日は16万9,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1900080 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1900011 号

第1 結論

昭和 62 年＊月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年＊月から平成元年 3 月まで

私は、大学に入学した昭和 61 年 4 月から、住民票は実家のある A 市に残したまま B 市に住んでいたが、昭和 62 年＊月で 20 歳になり、その頃に母から、学生でも国民年金には加入しておいた方がいいので国民年金保険料は納付しておくと言われたため、その頃から遅くとも昭和 63 年 3 月までには、母又は父が、具体的な場所までは分からぬが、A 市で、私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付してくれていたはずである。また、当時、母が、国民年金保険料をまとめて前納すると割引されると私に話していたことも記憶にある。

しかし、国の記録では、請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 62 年＊月で 20 歳になり、その頃に母親から、学生でも国民年金には加入しておいた方がいいので国民年金保険料は納付しておくと言われたため、母親又は父親が、具体的な場所までは分からぬが、A 市で、請求期間の保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする母親又は父親については、母親は、請求者によると請求期間当時の請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶は明確でなく、父親は、既に亡くなつており証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求者は、20 歳になった昭和 62 年＊月から遅くとも昭和 63 年 3 月までには、母親又は父親が、具体的な場所までは分からぬが、A 市で、自身の国民年金の加入手続を行ってくれたはずだと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、オンライン記録によると請求者が平成元年 4 月 18 日に任意で被保険者資格を取得し、平成元年度の国民年金保険料を

前納していることが確認できること、及び請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被用者年金制度から国民年金に切り替えた被保険者の資格取得日から、平成元年4月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

さらに、請求期間当時、学生である請求者が国民年金に加入するには、任意加入することになるが、制度上、任意加入被保険者の資格取得日は任意加入の申出をした日となり、国民年金保険料は申出をした日の属する月以降納付することができるところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、上記加入手続により請求者に付与されたものであることが確認できるとともに、請求者が当該加入手続により記録された国民年金被保険者資格の取得日である平成元年4月18日より前に同資格を取得した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、A市に対し、請求期間当時の国民年金加入者に係る資料について照会を行ったところ、同市は、当時の記録を確認できる資料は保管していない旨回答している。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、請求期間の始期から請求者の手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同一市内に住民票上の住所がある請求者に対して、別の手帳記号番号が払い出されるとは考え難い上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。